



岩手県議会議員

軽石よしのり

スクラム通信

第13号

発行月：令和4年3月 発行者：軽石義則事務所 住所：盛岡市紺屋町7-6 TEL：019-624-6116 FAX：019-622-6537 HP：https://karunet.jp/

『東日本大震災津波からの復興と共に在職 10 年を迎えて』

いまだ収束が見えないコロナ禍において、落ち着いた感じの新年の幕開けをお迎えてから第六波が急激な猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の発症が一気に広がり、その勢いがいまだ衰えるまでには至っておりません。症状が軽く感染しやすいことからクラスターが身近に迫っている感染への対策としてワクチン接種も3回目が始まりました。日常の感染防止を確実にこなす取り組みが今後ますます大事な時期になっております。

岩手県においても、感染者の急増はこれまでにない厳しい状況が医療や福祉関係者のみならず経済活動にも深刻な影響を広げております。このような状況を踏まえたうえで感染防止対策や事業者支援等を補正予算により対応しておりますが、一方ではゴールの無いマラソンのように走り続けることに疲れてきている現状にあります。

これまでの取り組みとして、2021年2月定例会には会派を代表し知事と直接質疑を交わす代表質問を初めてさせていただきました。また、2021年9月定例会では一般質問をいたしました。今任期折り返しであります9月には議会における役職変更により2年間勤めました岩手県監査委員を退任し、新たに議会運営を決める議会運営委員会の委員長に選任いただきました。これまで積み重ねられている先人の努力により進められてきた議会運営は基より、県監査委員として経験したことを踏まえて、県民本位の地域課題への対応など積極的に取り組んでおります。

また、岩手県は東日本大震災津波からの復興は10年が過ぎ、三陸沿岸道路の全線開通等の目に見える復興事業はほぼ完了しましたが、コロナ禍にあって主要魚種の不漁や原油高などへの支援事業を継続していかなければならないと考えております。

私は震災以降に初当選させていただきました。復興とともに岩手県議会議員在職10年の節目を迎え、これまで現場主義を貫き『現場力の発信』に一生懸命取り組んでまいりました。今後もその基本を変えることなく『現場が良くならなければ岩手県は良くならない』との信念を持ち取り組んでまいります。コロナ禍が広がるなかこれまでに経験のない県内情勢ではありますが、これまで同様に皆様と共にコロナの収束を含めて経済の立て直しを積極的に取り組む所存であります。

今後とも私の活動における目的達成のために、変わらぬご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

夢を
希望に

現場力
の発信



プロフィール

軽石よしのり 生年月日：昭和35年8月27日

議会役職：商工建設委員会委員／議会運営委員会委員長／新産業創出・働き方改革調査特別委員会委員／東日本大震災津波復興特別委員会委員／新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員／岩手県議会私学教育振興議員クラブ会長

- ◎家庭や職場を含む全ての場における、基本的な感染対策の再徹底をお願いいたします。
- ◎こまめな手洗い、常時マスクおよび咳エチケットの励行をお願いいたします。
- ◎感染対策が整っている「いわて飲食店安心認証」店の利用の推奨をお願いいたします。



コロナ関連情報

岩手県や国から発信されているコロナ関連情報です。皆さまの生活にお役立ててください。お問い合わせは軽石事務所まで。

マスク着用!



職場で新型コロナウイルスに感染した方へ

業務によって感染した場合、**労災保険給付の対象となります**

対象となるのは?

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務*に従事し、それにより感染した蓋然性が高い場合
 - ※(例1) 複数の感染者が確認された労働環境下での業務
 - ※(例2) 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象
- 症状が持続し(罹患後症状があり)、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

労災保険の種類

詳しくは厚生労働省HPのQ&A(項目「5 労災補償」)をご覧ください

業務に起因して感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート等の雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。また、**保険給付の請求は、労働者ご自身が行うものです。**感染経路が不明であることなどにより、請求書に会社からの証明が受けられない場合、まずは労働基準監督署にご相談ください。

療養補償給付

① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい、後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

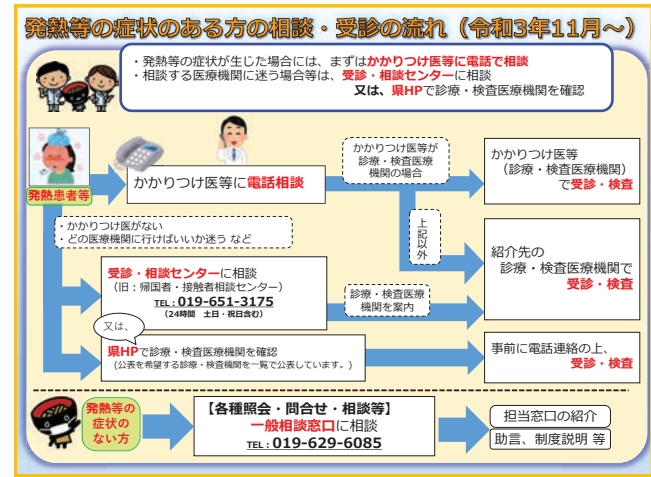
- 給付日: 休業4日目から
- 給付額: 休業1日あたり給付基礎日額の8割(特別支給金2割含む)
- * 原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

■ お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (2021.12)



「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」をご利用の方へ

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再支給のご案内

1 支給対象世帯

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の受給期間が終了した世帯に対し、再支給が可能です。

以下の要件にすべて当てはまる世帯は、令和4年3月末まで再支給の申請ができます。

※具体的な手続きは、自治体のホームページ等をご確認ください。

- **新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(初回)の支給が、既に終了した/自立支援金(再支給)の申請月で終了すること。**
- **収入が、①+②の合計額を超えないこと**
 - ① 市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12
 - ② 生活保護の住宅扶助基準額
- **資産が、上記①の6倍以下(ただし100万円以下)**
- 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと
 - ・ 公共職業安定所か、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
 - ・ 就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

2 支給額・支給期間

支給額と支給期間は、初回の支給と同じです

月額支給額 ※住居確保給付金との併給が可能です

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

支給期間: 3か月間

▶ 支給手続きやお問い合わせ先は、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

3 支給のための手続き

もう一度、お住まいの自治体へ申請が必要です。(令和4年3月まで) **申請書類に加え、下記①~⑥の添付書類が必要になります。**申請の窓口や方法については、自治体のホームページ等をご確認ください。

※支給期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただけます。また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります。

申請に必要な添付書類

① 本人確認、世帯構成がわかる書類	住民票の写し
② 収入がわかる書類	給与明細等の写し
③ 資産がわかる書類	世帯員全員の通帳の写し
④ 求職活動関係書類	申請書に求職番号等を記載 生活保護申請中の場合は、保護申請書の写し
⑤ 振込先口座がわかる書類	支給口座の通帳の写し
⑥ 自立支援金(初回)の決定、過去の支給の状況がわかる書類	支給決定通知書の写し、自立支援金(初回)が振り込まれていた通帳の写し等。

※⑤・⑥の書類は初回と同一自治体への申請の場合は省略可。このほか、の書類についても自治体で省略可となる場合があります。

申請者 (1) 申請書類の提出 窓口へ直接または郵送 (2) 指定口座へ振り込み **お住まいの地域の市役所区役所等**

お問い合わせ 厚生労働省コールセンター 0120-46-8030 【受付時間】平日9:00~17:00

特設ホームページ 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金
申請手続きを動画で解説しています。申請に必要な書類の詳しい情報も確認いただけます。
URL: <https://corona-support.mhlw.go.jp/index.html>

自立支援金を利用できない方、自立支援金を受け終わった方へ

職業訓練を受けながら給付金を受けられる求職者支援制度など、新型コロナの影響により生活にお困りの方の暮らしを支えるための支援策を他にも用意しています。各種支援策はこちらからご確認ください。
URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13694.html

「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください!

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたがた不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

※申請期間が令和4年6月末日まで延長となりました。

これまでの主な活動報告

岩手県監査委員を退任▶

任期折り返しにあたり、議会の役割変更にともない、2年間の岩手県監査委員を退任しました。この経験を今後の活動に反映いたします。



◀感謝状をいただきました

県議会議員在職10年にあたり、全国都道府県議長会から感謝状をいただきました。今後も現場力の発信に努力いたします。



三陸沿岸道路を現地調査▶

昨年末に仙台～八戸間が全線開通した三陸沿岸道路。今後も地域振興のために活用し、復興に取り組みます。

(東日本大震災津波復興特別委員会での現地調査)



2021年2月定例会 代表質問要旨 (2021年2月25日)

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響と対応について
- (2) 令和3年度一般会計当初予算と組織体制について
- (3) 自然災害と今後の復旧復興について
- (4) 雇用労働対策について
- (5) 生活困窮者への対応について
- (6) スポーツ振興について
- (7) 新たな県立高等学校再編計画について



2021年9月定例会 一般質問要旨 (2021年10月6日)

- (1) 新型コロナウイルス感染症の現状と今後の対策について
- (2) 令和3年度一般会計予算の執行状況と令和4年度予算編成について
- (3) 県内の経済状況と今後の取組について
- (4) 生活困窮者への支援について
- (5) 移住・定住対策と雇用対策について
- (6) 東日本大震災津波からの復興と防災について
- (7) 文化スポーツ振興について



*質疑の内容については岩手県議会ホームページからご覧いただけます。

平成4年度2月定例会において、岩手県議会として議員発議で「ロシアによるウクライナ侵攻に断固反対する決議」が3月4日全員賛成で議決されました。

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を行った。

このことは、国際社会の平和と安全を著しく損なう、断じて容認することができない暴挙であり、武力を背景とした現状変更への試みは、明白な国際法違反で断じて看過できない。

よって岩手県議会は、ロシアに対し、軍による攻撃やウクライナの主権侵害、核兵器の使用を示唆する発言に断固として抗議するとともに、軍を即時無条件で撤退させるよう、国際法に基づき誠意を持った対応を強く求める。

また、国においては、在留邦人の安全確保を図り、国際社会と緊密に連携し、毅然たる態度でロシアに制裁措置の徹底と強化を行うとともに、我が国への影響対策について万全を尽くすよう強く求める。

上記のとおり決議する。

令和4年3月4日

岩手県議会

ご意見・ご要望をお聞かせください

FAX、公式サイトからのフォームでご意見・ご要望を受け付けております。お気軽にお寄せください。

TEL 019-624-6116
FAX 019-622-6537
<https://karunet.jp/>

軽石よしのり 検索



軽石義則の最新情報はSNSでも！



Facebook

@Yoshinori Karuishi
@karuishi_y



Twitter

中面にコロナ関連情報を掲載していますのでご覧下さい▶